

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

## 5-②(2) 意思決定過程への女性参画

府知事部局の女性役職者の比率を増加させるとともに、意思決定権限を有する女性の役職者を増加させること。また、民生委員・児童委員協議会等の団体についても、会長における女性比率の増加につながるよう女性参画の重要性について広報し、参画促進に向けて取り組むこと。

（回答）

女性登用は、女性の視点を施策に活かすのみならず、庁内の活性化を図る上でも重要であると認識しています。

職員の任用にあたっては、地方公務員法の能力実証の原則に基づき、公平・平等に行っています。府では、一般行政職において管理職への入り口である主査級への昇任について、試験制度を採用しているため、女性職員の役付者割合は、試験の結果を受けることとなります。このため、主査級昇任試験の教養考査（択一式試験）を平成22年度に廃止し、実務能力を重視するなど挑戦しやすい制度へと改正したところです。

また、女性職員の職域拡大及び管理職への登用を図るため、女性職員が多様な経験を積むことができる人事配置や職務分担に努めており、10名以上の所属には複数の女性職員を配置することとしています。

さらに、職員のキャリア形成を支援するため、キャリアサポート研修を実施し、男女の区別なく職員一人ひとりの意欲向上を図り、幹部職員の意識啓発にも取り組んでいます。

今後とも、女性職員の登用を積極的に進め、女性職員が十分に力を発揮できるような、活力あふれる組織づくりを進めてまいります。

大阪府では、「改訂おおさか男女共同参画プラン」において、「社会的な意思決定への女性の参画拡大」を施策の基本的方向の1つとして掲げており、府の審議会等委員への女性の参画の促進など府における政策・方針決定過程への女性の参画の促進や、企業における女性の登用促進に向けた啓発に取り組んでいるところです。また、生活協同組合や農業協同組合など地域で活動する組織等に対しても、女性の参画の重要性を啓発するなど女性の参画の促進に向けて取り組んでいるところです。

今後新たに策定する新大阪府男女共同参画計画においても、大阪府男女共同参画審議会答申を踏まえ、重点的な施策の1つとして、社会的な意思決定への女性の参画拡大に取り組んでいきたいと考えております。

（回答部局課名）

総務部 人事室 人事課

府民文化部 男女共同参画・NPO課